

# 平成30年 飲酒運転根絶強化月間

## 1 目的

飲酒の機会が増える年末の時期に、飲酒運転根絶の気運醸成を図るとともに、取締りの強化等により飲酒運転による悲惨な交通事故の発生を防止する。

## 2 期間

平成30年12月1日(土)～12月31日(月) 31日間

## 3 運動の重点

- 飲酒運転を許さない環境づくりの推進
- 飲酒運転とその周辺者に対する取締りの強化
- 広報啓発活動の強化



## 4 運動の実施方法

実施機関・団体は、相互に連携を密にして、それぞれの特性に応じ、積極的に安全教育や交通環境の整備、道路秩序の維持等に努め、各組織に具体的推進事項を周知徹底させるとともに、新聞、テレビ、広報車等を活用した広報啓発により、幅広い「県民総ぐるみ運動」として盛り上がるよう努めます。

平成 29 年度交通安全ポスターコンクール入賞作品 (小学校上学年の部 銅賞)



都城市立大王小学校5年 佐藤 実菜子 さんの作品

宮崎県交通安全対策推進本部

# 飲酒運転根絶強化月間 具体的推進事項

## 運転者は・同乗者は…

- 飲酒運転は犯罪であり、「絶対にしない・させない・許さない」を徹底しよう。
- 二日酔い運転に注意。翌朝、運転する場合は、お酒の量を控えよう。
- 飲酒運転の車に同乗することや、飲酒者に車両を貸すことも犯罪です。

## 家庭・地域・学校・職場では…

- 地域ぐるみで飲酒運転を絶対にさせない環境づくりを促進しよう。
- 事業者は、アルコール検知器の適正な使用と厳正な点呼の実施を徹底しよう。
- 飲食店における運転者への酒類提供の禁止とハンドルキーパー運動の周知徹底を図ろう。
- 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動を推進しよう。

自転車でも  
飲酒運転に  
なります！



## 飲酒運転による交通事故の状況

平成29年の県内における飲酒（酒酔い・酒気帯び）運転による交通事故は40件で、51人が負傷し、4人が亡くなりました。

## 飲酒運転は、死亡事故につながる大変危険な行為です！

### アルコールによる脳への影響

- 情報処理能力の低下
- 注意力の低下
- 判断力の低下



### 運転への影響

- 発見の遅れ
- 反応の遅れ
- 操作の遅れ

## 罰則は、運転者だけではありません！

	罰 則	
	運転者が酒酔い運転	運転者が酒気帯び運転
車両の提供者	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供者	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
車両の同乗者		

### 宮崎県交通事故 相談所の「案内」

県では、専門の相談員による無料の交通事故相談所を開設しています。(電話相談可)

場所 宮崎市橘通東1丁目9-10 県庁4号館1階  
☎ 0985-26-7039

相談日時

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
午前9時～正午、午後1時～午後3時半

### 運転適性相談の「案内」

県警では、各免許センターで、警察職員や看護師が、認知症や一定の病気のある方や運転に不安を感じている方、その家族等からの相談を受け付けています。(秘密は厳守します)

相談窓口 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前10時～午後5時 ※ 事前に電話を

- 宮崎運転免許センター ☎0985-24-9999 (音声案内 2番)
- 都城運転免許センター ☎0986-25-9999 (直通)
- 延岡運転免許センター ☎0982-33-9999